

関税法施行令（昭和29年政令第150号）第92条第1項第2号及び第2項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和30年政令第100号）第30条第1項第2号及び第2項の規定に基づき、関税法（昭和29年法律第61号）第67条の3第1項（輸出申告の特例）の規定による輸出申告及び同法第67条の19（輸入申告の特例）の規定による輸入申告等に係る貨物について検査が必要と認めるときの所轄の特例について必要な事項を下記のとおり定め、平成29年10月8日から適用することとしたので、関税法施行令第92条第4項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第30条第4項の規定により公告する。

なお、この公告の適用時において、既に法令等の規定による申告又は申請が受理され、かつ、これに対しての許可又は承認が未了のものについては、なお従前の例による。

平成29年10月6日

東京税関長 藤 城 眞

記

1 貨物の検査に係る取扱い

関税法第67条の3第1項の規定による輸出申告又は同法第67条の19の規定による輸入申告が行われるときに、これらの申告に係る貨物が他の税関官署の管轄区域内にある場合は、当該他の税関官署の長が同法第67条の規定による検査を行う。ただし、輸出申告又は輸入申告が行われる税関官署の長が必要と認めるときは、当該税関官署の長が検査を行うことができる。

2 蔵入承認申請等に係る規定の準用

上記1の規定は、次に掲げる場合において準用する。

- (1) 関税法第43条の3第3項（外国貨物を置くことの承認）の規定に基づき、同条第1項による承認の申請について、同法第67条の3第1項又は第67条の19の規定を準用する場合
- (2) 関税法第61条の4（保税蔵置場についての規定の準用）、第62条の7（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）又は第62条の15（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）の規定に基づき、保税工場、保税展示場又は総合保税地域について、同法第43条の3第3項の規定を準用する場合
- (3) 関税法第75条（外国貨物の積戻し）の規定に基づき、積戻し貨物について、同法第67条の3第1項の規定を準用する場合